

日本労働安全衛生コンサルタント会 東京支部会報

No.
30

2024/5/13

■発行／編集 一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会東京支部

■発行場所 〒108-0014 東京都港区芝4-4-5 三田労働基準協会ビル4階 電話 03-3453-7393 FAX 03-3453-7505
URL <https://www.jashcon-tokyo.com> E-mail: jashcont@basil.ocn.ne.jp



ご挨拶



一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会

東京支部長 塩家 護

コロナ感染症が沈静化してきましたが、昨年度から鉄骨橋げた落下、東京駅前再開発ビル鉄骨崩壊に続き、令和6年に入り羽田空港飛行機衝突と大きな災害が発生しています。労働災害の要因としてコミュニケーション不足やヒューマンエラー等が取り上げられています。現在日本国内では高輪ゲートウェイや日本一高くなるトーチタワー、110万平米の帝国ホテル内幸町一丁目街区再開発等の大規模開発が目白押しの状態で、現場の安全衛生のマンパワーが更に不足する傾向にあります。工事の繁忙のため、つい安全を軽視する傾向が現場の安全診断でも見受けられます。また製造業や第三次産業においても人材不足や危険感受性の不足等による災害が増加しています。このような傾向に対して、自社での安全衛生対策に加えて、第三者の安全衛生指導を導入することによって、客観的な診断を行い、より効果的な対策を行うことが可能になると思います。

日本労働安全衛生コンサルタント会東京支部は、安全・衛生の多方面の分野に精通した専門家が所属しており、企業等の安全衛生指導・現場安全衛生診断・各種講習会・講演会等の活動を行っています。

また毎年、新たに安全衛生に精通した会員が入会しており、さらに幅広い分野に対応すべく、当会の充実を図っています。

最近、新しい依頼として災害発生時の第三者安全診断や化学物質リスクアセスメント等があります。

今後、従来の安全衛生管理手法の充実と共に、生成AIや仮想空間等の新技術を取り入れて、会員のスキルアップを目指します。第三者の視点での安全衛生コンサルティングは、皆様の安全衛生環境の向上に寄与すると思えます。

最後にご相談をお待ちしていますので、よろしくお願いいたします。



第14次東京労働局労働災害防止計画の推進



東京労働局労働基準部

安全課長 伊藤 聖

～トップが発信！ みんなで宣言 一人一人が「安全・安心」～

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会東京支部並びに会員の皆様には、日頃より積極的に労働災害防止活動に御尽力いただき、御礼申し上げます。

さて、令和5年の東京労働局管内の労働災害発生状況（令和6年3月末日現在の速報値。新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除く。）を見ますと、死亡者数は全産業で46人で前年同期に比べ9人減少している一方、休業4日以上之死傷者数は全産業で11,394人で前年同期に比べ592人増加しています。転倒や腰痛など労働者の作業行動に起因する労働災害、高齢労働者の労働災害が多く発生しました。

東京労働局においては、昨年4月から第14次東京労働局労働災害防止計画がスタートし、「Safe Work TOKYO」のロゴマークの下、「トップが発信！ みんなで宣言 一人一人が「安全・安心」」をキャッチフレーズに取組を推進しています。

この計画は、労働災害を減らして労働者一人一人が安全で健康に働くことができる職場環境の実現に向け、東京労働局、事業者、労働者等の関係者が目指す目標や重点的に取り組むべき事項を定めたものです。

また、計画を推進するに当たっての3つの基本的な考え方を示しています。

1点目は、本社機能が集中する東京発の安全衛生対策の全国への普及拡大です。多数の事業場を展開する企業の本社は、傘下事業場に対して労働災害防止上の強いガバナンスを有しています。企業本社が主導する全社的な安全衛生対策を推進し、全国の労働災害の減少を目指します。

2点目は、都市開発プロジェクトに関連した安全衛生対策です。

都心においては、今後も都市開発プロジェクトに関連する工事等に 伴い新規入職者の増加が見込まれます。関係団体等と連携の上、安全衛生意識を高めていきます。

3点目は、「行政が進める安全衛生対策の見える化」の推進です。

“Safe Work TOKYO”を活用して「行政が進める安全衛生対策の見える化」を図り、広く国民にアピールしていきます。

この3つの基本的な考え方を踏まえ、業種別の労働災害防止対策や労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策等を推進します。

貴支部並びに会員の皆様におかれましては、引き続き、事業場の自主的な安全衛生活動による労働災害防止対策が図られるよう、事業場に対する安全衛生対策に関する助言をいただくとともに、第14次東京労働局労働災害防止計画の趣旨等を御理解の上、「年末年始 Safe Work 推進強調期間」、「私の安全衛生宣言コンクール」など当局が実施する取組についての周知等の御協力をお願いいたします。



令和6年度東京労働局における 労働者の健康確保に係る取組について



東京労働局労働基準部

健康課長 坂本 直己

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会東京支部並びに会員の皆様におかれましては、平日頃より、労働者の健康確保の取組につきまして、ご理解とご協力いただきお礼申し上げます。

ところで、今般の職場を取り巻く環境につきましては、働き方の改革、テレワークの普及、労働者の高齢化、地球の温暖化等の影響により様々な対応が求められています。このような現状において、労働者の健康確保に関する課題については、過重労働による健康障害、メンタルヘルスの不調、化学物質や粉じん等による健康障害、腰痛や熱中症等が挙げられます。東京労働局労働基準部健康課では、管内の労働基準監督署と連携し、これら課題への対策として、様々な取組を推進しているところです。

そこで、東京労働局では、令和6年度の施策の一つとしまして、「安全で健康に働くことができる職場環境づくり」を掲げ、健康確保に関する重点事項として、

- 1 第14次東京労働局労働災害防止計画の推進
- 2 化学物質等の対策の推進
- 3 メンタルヘルス・熱中症対策及び両立支援の取組

を行うこととしています。

上記1については、基本目標として、死亡災害及び死傷災害ともに、令和9年までに、令和4年と比較して5%以上の減少を目指しており、この基本目標を達成するための取組として、7つの項目を定めています。そのうち健康分野に関する項目は、①「労働者の健康確保対策」、②「化学物質等による健康障害防止対策」となっています。この基本目標を達成するため、上記①については「自分の仕事や職業生活に関する強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者の割合を令和9年までに50%未満とする。」、上記②については「化学物質の性状に関連の強い死傷災害の件数を第13次労働災害防止計画期間と比較して、5年間で5%以上減少させる。また、熱中症による死亡者数を第13次労働災害防止計画期間と比較して減少させる。」こととしています。本年は、当該計画の2年目となります。昨年実施した調査の結果を検証し、目標の達成に向けて取り組めます。

上記2については、化学物質に関する労働安全衛生法令が改正され、新たな規制（自主的管理）が導入されました。危険性・有害性が把握されているすべての化学物質について、ラベル表示・安全データシートの交付及びリスクアセスメントの実施、同結果に基づくばく露防止の措置の実施のほか、事業者の主体的な取組が進むよう指導・援助等を行います。

上記3について、ストレスチェック制度をはじめとするメンタルヘルス対策の推進のための、指導・援助等を行います。また、熱中症災害多発発生業種の事業者団体等に協力を求め、暑さ指数を活用した熱中症予防対策の徹底を図ります。さらに、両立支援の事業者向けセミナー等を通じて、病気の治療と仕事の両立支援に係る取組の促進を図ります。

つきましては、事業者が労働者の健康確保に関する課題に取り組むにあたって、少なからず専門的知見や経験等が求められることと思います。産業安全や労働衛生の専門家である労働安全・労働衛生コンサルタントの皆様には、今後とも引き続きご協力をお願い申し上げます。

結びとしまして、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会東京支部の益々のご発展と会員の皆様のご活躍・ご健勝を祈念申し上げます。

令和5年度東京支部業務実績

【労働安全衛生コンサルタント制度の普及】

労働災害防止を目的とした労働安全・衛生コンサルタント制度普及に貢献するため、今年度も以下の取り組みを行ってまいりました。

1. 新型コロナウイルス感染症は、「新型インフルエンザ等感染症（いわゆる2類相当）」となっておりますが、令和5年5月8日から「5類感染症」に変更となりました。しかし、支部活動にはまだまだ制約があり、当会紹介リーフレット及び会報No.29を7月全国安全週間及び10月全国衛生週間の準備月間中に関係機関に配布をいたしました。
2. 都内の労働基準監督署、基準協会主催開催の安全週間・労働衛生週間の趣旨説明会において、当会紹介リーフレット等の配布と講演を行いました。
3. 東京労働局主催の「産業保健フォーラム IN TOKYO 2023」が「ティアラこうとう」（江東区住吉2丁目28-36）で昨年同様に開催されました。今年度も会場開催で「安全衛生相談コーナー」を設置して、当会紹介リーフレット及び会報No.29号の配布も同時に行いました。

【令和5年度のコンサルタント業務の展開】

1. 安特（安全管理特別指導事業場）、衛特（衛生管理特別指導事業場）の支援
今年度も安特（1件）に指定された事業場に対し、安全管理上の問題点把握、改善計画立案、現場指導等を行いました。
2. 厚生労働省委託事業
令和5年度も「職場における受動喫煙防止対策に係る相談支援・周知啓発業務」を受託しました。
3. 受託業務
当会には様々な業種の事業場から労働安全・労働衛生に関するご相談をお寄せいただいております。代表的な受託業務内容は以下のとおりです。
 - (1) 受動喫煙防止対策支援業務
今年度も公益財団法人東京都中小企業振興公社並びに各区の受動喫煙防止対策のアドバイザー派遣や、喫煙所設置に関する助言・指導業務などを行いました。
 - (2) 工事中事故に対する是正報告書の確認業務
高速道路建設会社より、工事中に発生した事故に対する原因分析及び災害防止対策等の是正報告書の確認業務を受託しました。今後の労働災害防止に繋がる提言を行いました。
 - (3) 事業場の安全衛生診断業務
官公庁、大手工場会社、大手資材メーカー、通信・輸送会社等からの安全衛生相談及び事業場診断を行いました。今後の労働災害の減少につながる安全対策の提言・報告を実施しました。
 - (4) 安全衛生講演及び講習会講師等
各専門分野の労働安全・衛生コンサルタントの豊富な経験を生かし、安全大会、災害防止協議会等での講演及び依頼先企業、安全衛生教育機関での研修会講師等を行いました。
 - (5) 建設現場の安全点検
民間高層住宅、大型集合住宅の新築及びリニューアル現場において、工事中の施工管理、仮設足場の設置・解体及び外構工事の安全管理状況の点検業務を継続的に実施しました。

連携事業：NEXCO東日本様 工事中事故削減の提言

NEXCO東日本様への「安全管理手法の提言」と「技術指導者研修の講義」について



労働安全コンサルタント 内村 芳彦

2022年4月、NEXCO東日本様より（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会東京支部が業務依頼を受けました。

その内容は、高速道路事業における工事中事故削減のため、発注者としての安全管理手法を提言し、現場の安全管理に反映するというものです。

安全コンサルタントは、工事受注者が提出した工事事故報告書の原因究明について、その対策が再発防止策として問題がないか等を検討し提言しました。これを契機に毎年同種業務をご依頼頂いております。そして昨年は10月にNEXCO東日本総合技術センター（埼玉県さいたま市岩槻区）において、各事務所の副所長に対する技術指導者研修で安全講習を行いました。NEXCO東日本様からの依頼内容は

- ①現状の労働安全の取り組みとして、法改正の紹介等を講義すること。
- ②受注者が提出した工事中事故報告書を、安全コンサルタントとしてさらに深掘りした事項等を解説し、その上で発注者が現場で安全を確認する際、どのようなものをどのように確認することが効果的なのかを、具体的な資料を用いて講義すること。
- ③意見交換会に参加し意見を述べること。

約2時間半の安全講習でしたが、労働安全コンサルタントという第三者の目で講義させて頂きました。今年も昨年に引き続き、10月に技術指導者研修での安全講習業務依頼を頂いております。お客様のご期待に応えるよう、今後ますます自己研鑽に励んでまいりたいと思います。

令和5年度各委員会活動報告

企画委員会



企画委員会委員長 細矢 明

企画委員会の業務は、東京支部の委員会・常任幹事会設置規程の第2条に、「支部の事業計画及び規約・規程の改廃に関する事項等を行う。」と定められています。企画委員会の委員は、城東北、城西、城南及び多摩の4地区業務部会から選出された委員で構成されており、支部活動を行う上で必要に応じて委員会を開催し業務を行うこととしています。令和4年度は業務部会会費規程の改訂を行いました。令和5年度は規約・規程の改廃に関する新たな業務はありませんでした。そこで、就任後間もない企画委員については、東京支部の規約・規程の内容について知っていただくために、企画委員会の業務として前年度から継続して内容についての勉強会を開催することとしました。勉強会は、7月より毎月1回オンライン会議で開催し、最初に「支部規約」の条文等を委員全員で読み解き、表現の難解箇所、訂正箇所等について検討を行いました。また、本会本部で運用する「支部設置規程（コンサルタント会本部規程）」等を参考にして、電子メールにより改訂箇所について各委員の意見を集約し、勉強会の席で支部規約改訂案としてまとめました。その後、東京支部幹事会に提出し承認を得た後、日本労働安全衛生コンサルタント会会長の承認をいただき、令和6年4月1日より施行となりました。この改訂された支部規約は、令和6年6月に開催される東京支部の令和6年度通常総会で報告事項として報告することになっています。

その後の勉強会では、令和6年1月より支部規程類について取り組みを始めています。今後も企画委員会の活動を通じて、この規約・規程が東京支部会員にとって更に身近なものとなり、支部業務を遂行する上で役に立てていただけるよう努めてまいります。

事業委員会メンバーは、4地区業務部会長の4名から構成されております。各地区業務部会業務に加え、東京支部の「情報の収集・調査研究・事業の開発及び推進に関する事項等」事業委員会の役割を担われておられ、大変忙しい中での業務遂行に協力を頂いておりこの場をお借りして感謝申し上げます。

さて最近の主な活動内容は、情報面で、業務部会会員の皆様からの情報収集と技術情報等の提供です。具体的には、各業務部会長間での情報共有を図りながら、会員の皆さんへの有用性の高い情報を配信することです。直近では会員の皆さんが講師として研修会等で利用できる最新の教材（DVD等）を新たに品揃えに加え、より受講生に有益な情報をお伝えできるようスキルアップ支援を前年度から継続しております。次に事業の開発推進面で、各地区労働基準協会へのアプローチを開始いたしました。具体的には、まず労働基準協会への入会を推進し、次に賀詞交歓会や総会等へ積極的に参画し、企業の会員や監督署等との人脈構築を図りながら労働安全衛生コンサルタントの認知度向上と、地域社会の安全衛生に貢献することを目指しております。またすでにこの活動が、労働基準協会を経由した講演業務での講師依頼の成果にもつながり始めました。

この新たな展開の中、試行錯誤での活動を開始いたしましたが、一定の戦略方針書も策定でき、仮説と検証を繰り返しながらですが、東京支部の将来に向けた礎を一つでも新たに構築できるよう努めております。

昨年6月の城東北地区部会の懇親会の席で「広報委員長、やってみない？」と、前広報委員長からお声がけいただき、「分かりました！」とお応えし、あっという間に今に至っています。

右も左も分からない中、前広報委員長のほか、3名の広報委員皆様に様々ご協力をいただき、会報作成の段まで辿り着くことができました。

心から感謝とお礼を申し上げます。

広報委員の役割に、「幹事会議事録の作成」があります。この業務を通し、東京支部の会員数の推移、業務受託状況、専門委員・各地区部会の活動などを知ることができます。令和5年度の受託数は当初計画を上回る見込みで、各企業様の労働安全衛生コンサルタントに対する需要は増加傾向にあります。

昨年からの第14次労働災害防止計画がはじまりました。化学物質等による健康障害防止対策、個人事業者等に対する安全衛生対策などの法改正なども背景に、産業界における安全衛生管理強化に対する関心は、ますます高まり、私ども労働安全衛生コンサルタントに対するニーズが高まっていくことが期待されます。

その一方、労働安全衛生コンサルタントの存在を、ご認識されていない企業様も多くあるものと思います。

様々な業種、多くの企業様には、私ども労働安全衛生コンサルタントをご活用いただくことにより、価値を広くご認識いただければと思います。

広報委員会として労働安全衛生コンサルタントの価値の醸成に取り組む際には、皆様のご助言、ご協力を賜りたく、どうぞよろしくお願い申し上げます。

東京支部の皆様、日頃研修委員会の活動にご理解、ご協力いただきまして誠に感謝申し上げます。研修委員会は、安全コンサルタント2名、衛生コンサルタント2名で構成され、東京支部に属する会員向けに、研修会の企画、運営を行なっています。新型コロナウイルス感染症取扱いについて、感染症法上の位置

づけが令和5年5月以降、5類感染症に変更されました。変更により、企業、組織の労働安全衛生活動もそれぞれに応じた自主的な判断と取組がより求められることになり、研修会の内容もそういった動きに合わせて効果的かつ合理的に計画していく必要があると考えています。WEB中心であった研修会は、研修受講者からの要望もあることから対面での開催を少しずつ増やしていこうと思います。しかし、会員の中には仕事の都合上、WEB開催が良い方が一定数いらっしゃると思いますので、ハイブリッド（対面とWEBによる）による開催も検討して参ります。

さて、研修委員会では、研修会終了後に、研修時間、内容、資料の量についての研修の感想や仕事で活かせるかどうか、また、今後希望する研修内容についてどのようなものを期待するか等アンケートを実施してきました。アンケートの感想では、研修内容について概ね一定の満足度を得られており、会員の仕事にも寄与しているのではないかと思います。そして、希望する研修については、数十に及ぶ研修題材が集まっています。研修委員会では研修内容の充実を図っていくために、アンケートの質問内容について適宜見直しを図っていこうと考えています。これは、研修内容の満足度向上だけでなく、労働安全衛生コンサルタントとしての力量向上、つまり、実務の中で活かせる研修にフォーカスしていきたいと考えているからです。

令和5年に施行された新たな労働安全衛生法の一部として、化学物質の自律的な管理やリスクアセスメント、テールゲートリフターの特別教育、製造業における食品製造業・出版業、印刷業等の職長教育の実施義務等が追加されました。このように、労働安全衛生に関する法令が強化されることで、私たち労働安全衛生コンサルタントの社会的な期待も高まり、活動ステージも広がっていくものと思われまます。研修会が法令改正部分における情報入手はもちろんのこと、各自のコンサルタントとしての資質向上の場になることを切に思います。研修会について、引き続きご理解、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

コンプライアンス 委員会



コンプライアンス委員会委員長 鈴木 信生

コンプライアンスの重要性は、年々高まっており、高いコンプライアンス意識を持つことは、社会の一員としての義務を果たすためにも、お客様からの信頼を得るためにも非常に大切です。

コンプライアンスとは、本来は「法令遵守」を意味しますが、現在では組織内規則や社会倫理も含まれるようになり、倫理全般についての遵守が要求されています。

労働安全・労働衛生コンサルタントに対しては、労働安全衛生法（以下「法」という）第86条で以下の「義務」が定められています。

1. コンサルタントの信用を傷つけ、またはコンサルタント全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
2. 業務に関して知り得た秘密を洩らし、または盗用してはならない。

これらの内容を更に詳細に示しているものとして「日本労働安全衛生コンサルタント会」（以下「当会」という）の「倫理綱領」及び「行動規範」があり、これらには「秘密の保持」及び「品位の保持」などについて詳細に、具体的に記されています。

「品位の保持」には、「安全衛生の専門家である以前に社会人としての良識と礼節を保持する」と記され、まさに社会倫理の遵守が示されています。

また、法87条では当会設立の目的として、「コンサルタントの品位の保持及び業務の進歩改善に資する」ことが明記されています。

これに基づいて東京支部では「コンプライアンス委員会」を構成し、会員の意識に頼るだけでなく、組織として常に目を配り、相互管理を行っています。

また、会員への教育指導として、新入会員のみならず全会員を対象にコンプライアンス遵守の重要性の周知徹底に努めています。

これからも会員一人一人がコンプライアンス遵守の意識を更に向上させ、業務に取り組むことにより、お客様の信頼を高め、業務が拡大し、コンサルタントの使命である「働く人たちの安全と健康を確保する」ことにつながるよう活動しています。

子どもの安全教育の体験から思うこと



労働安全コンサルタント 佐々木 哲美

今から6年ほど前になりますが、都内にある建設コンサルタント会社から依頼を受けて、子どもたちに危険予知訓練（KYT）をしたことがあります。この会社は、社員の家族に職場を見て頂こうというのが趣旨で「職場探検隊」と称し、全国に5つある事業所が持ち回りで開催しています。今回は東京にある事業所が担当し、それに応えて事業所の各部室が趣向をこらしておもてなしをし、盛況だったようです。

私が依頼を受けたのは、技術統括部からで安全管理を所管していることから危険予知訓練（KYT）が提案されました。私も、どうせやるなら楽しくしなければ損だと考え、女子事務員の方に手伝って頂き、資料を整えて準備を進めました。

当日は、全10班（108人）のうち3班（32人）が時間をずらして来るとのことで、1班当り所要時間25分で収めろということでした。最初は第7班で子どもが6人（6,6,8,10,10,16歳）、次が第10班で子どもが4人（4,4,7,9歳）、最後が第3班で子どもが5人（5,8,8,8,13歳）です。演習用のシートは何枚か用意しましたが、そのうちから「楽しい修学旅行。みんなでウキウキ!」を選びました（図-1参照）。

午後1時過ぎに最初の班が見え、子どもたちと名刺交換をしたあと、技術統括部の担当者から仕事内容の説明があり、危険予知訓練をみんなで楽しく遊ぼう!の掛け声で始まりました。

私は、最初に子ども達に「KYを知っているか?」と問いかけたあとに、建設コンサルタント会社の色々な危険を伴う調査内容を説明し、危険予知（KY）のことを「事故を起こして痛い目に合う前に、仕事をする仲間みんなで話し合い、安全を先取りするための訓練です」と話しました。「みんなのお父さん、お母さんが、現場に行って作業する前に、仕事をする仲間みんなでKYを毎日行い、事故が起きないようにしているんだよ」と説明しました。

そして、ワイワイガヤガヤ話し合う前に、必ず守らなければならないルール「ブレインストーミングの4つの原則」があることを子供にも分かるように説明しました。

それは、次の4つです。

- ①批判禁止! ひとの意見によい悪いの批判をしない。
- ②自由奔放! 自由に奇抜なもの大歓迎。
- ③大量生産! なんでも思いついたらどんどんだす。
- ④便乗加工! 他人のアイデアを拝借して付け加える。

KYには色々な方法がありますが、KYの基本である「4ラウンド方式」で練習することを伝えました。ちょっと難しい話になりはしないかと心配しましたが、子ども達の反応が良く胸を撫で下ろしました。このことが解ればKYは6割以上理解したことになります。

演習に当たっては、小さい子から答える。答えた人にはゲームの参加券を渡す。ゲームは「クロヒゲ

平成〇〇年〇月〇日（金）
〇〇建設コンサルタント 東京本社 職場探検隊

あぶない! 危険なところを見つけよう クイズ

ざいじつ とうかつぶ
〇〇ビル 5階 技術統括部



危険予知訓練に熱心に取り組む子供たち

危機一髪」ならぬ「ピカチュウ危機一髪」で、1本ずつナイフを刺していくとキャラクター人形が飛び上るおもちゃです。当てた子は特賞とし、他の子どもにも洩れなく商品を用意しました。

早速、演習シートを見て、ステップ1「どんなキケンがひそんでいるのかな?」と聞いて、危ないと思うところに丸い磁石を付けさせたところ、元気に次々に色んなところを見つけて答えて行きます。その後から、子ども達の発言を「〇〇(原因)だから〇〇(結果)になる」とまとめて行きます。中には記録票の8項目を越えるた

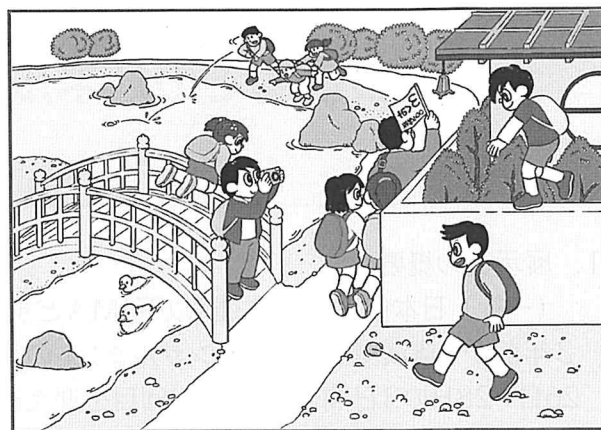


図-1 訓練シート「楽しい修学旅行」みんなウキウキ!

くさんの意見もでました。ステップ2「どのキケンが一番あぶないかな?」で、ステップ1で上げた意見の中から1つ選ばせます。ステップ3「どうしたらいいのかな?」でその対策を3~4個答えさせ、ステップ4「わたしたちはこうしましょう!」で対策を1つに絞ります。それをチーム目標「〇〇を〇〇して 〇〇しよう ヨシ!」としてまとめ、ワンポイントとしてキーとなる言葉を選びました。

ここからが最後の仕上げ、指差し唱和の大切なところです。子ども達に左手を腰に右手の人差し指は演習シートのチーム行動目標を指差し、私が読み上げた後に大きな声で唱和させます。そしてワンポイントを私が1回唱和して続けて3回子ども達に唱和してもらいました。

たった20分ほどの時間でしたが、K Yの重要な部分は伝えた感触がありありました。また子ども達は期待に良く応えてくれました。

【所感】

はじめる前に訓練シートを自宅に持ち帰り、危険と思われるところを15か所くらい探しました。もうこれ以上ないだろうと思っていたら、私が想像もしなかったところが4か所も指摘されました。

子どもの想像力に脱帽です。子ども達にとってK Yをゲーム感覚で楽しく学ぶことができ、効果が期待できると確信しました。

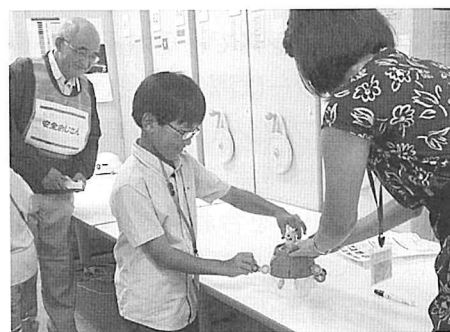
一方で気になることもあります。4~5歳の子供は直感で間髪を入れずに答えてくれますが、小学生も高学年になるに従い考えてから答えるようになります。

例えば、訓練シートの中で女の子が2人話をしているところを指摘したので「どうして危ないの?」と聞くと、しばらく考えて、「池に落ちて溺れる」と言うとか、橋の欄干に乗っている子を指摘しても同じように暫く間を置いて答えます。

これは、学校や家庭でやってはいけないことを理由なしに教えこまれているせいなのか?人は成長するに従い、法律や社会の決まりごとをルールと称して、理由を十分に理解する間もなく、守ることを強要されることが多くなります。


だとしたら、4歳くらいの子供の頃から危ないところを見つける目とその理由(結果)を理解できる子供に育てなければならないのかなと思いました。子どもを取り巻く環境も危険がいっぱいです。

そのための方法として、子どもの頃から危険予知訓練を行うことは有効だと実感しました。



ゲーム「ピカチュウ危機一髪!」

大規模展示場でのパネルディスカッション

 労働安全コンサルタント 浅利 栄文

1. 展示会の概要

(一社)日本能率協会主催(以下JMAとする)の労働安全衛生展は東京ビックサイトで開催されており、3年前から講演業務としてコンサルタントの皆様に登壇頂いています。2023年度の労働安全衛生展は7月26日~28日の3日間の開催で10回目を迎えました。新型コロナウイルス感染症が第5類に移行してから初めてであり、また開催当日朝のNHK等各機関で報道されたことも影響され、同時開催の猛暑対策展を含め約4万人の来場者で賑わいを見せました。

各企業出展も多く、会場内にはさまざまな災害防止関連機器やヒューマンエラー防止表示など、歩き回るだけで最新知識の吸収に役立てることができます。今回の講演会会場は約150名収納できる第6ホールで行われ、JMAと(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会東京支部(以下支部とする)の共同企画として、特別講演会「働く人のことを本気で考える~働き方と安全衛生管理~」をテーマとして、11講演と1パネルディスカッションの12セッションとして実施されました。JMA主催者(田中智輝様)とは3年に渡り講演機会を頂戴し、コンサルタントの認知度向上にご資力を頂き、この場をお借りして御礼申し上げます。

2. パネルディスカッション実施の背景

過去の講演を振り返りますと、登壇される方々の講演テーマは安全衛生に関し多岐にわたり、非常に興味を抱かせ多くの集客をもたらしました。一方で講演形式は、登壇者が主導で来場者は受け身の立場とならざるを得ず、ただ話を聴くだけでは知識の定着も浅く、折角得た知識や情報を職場に持ち帰って行動してもらうまでには至らないケースが多いようにも感じておりました。できるだけ来場者が興味を抱き、主体的に参加頂くよう講演形式にも変化を持たせるために主催者側と思案した結果、ワークショップ等も含め検討し、最終的にパネルディスカッションの実施に至りました。

3. プロジェクトメンバーによる試行錯誤

支部としては実施経験が無いため、まず創造性豊かなメンバーの選出から始めました。安全2名・衛生2名のバランスで、それぞれが専門分野をお持ちで、またコミュニケーション能力の高い方にお引き受け頂き、パネラーは澤律子様(衛生)、大神あゆみ様(衛生)、仁田晃人様(安全)、モデレーターは筆者(安全)の4名でプロジェクト組織として編成し、打合せを開始いたしました。

テーマは時流に沿って来場者の興味を抱き、旬な話題としてプロジェクト内で議論し、特別講演会テーマとベクトルを合わせ、「ますます深刻化する少子高齢化時代の働き方に、安全衛生の視点からできることは?」と来場者へ問いかけることに決めました。

試行錯誤の中で、大枠のストーリーの軸や進行方法は固まっておりましたが、高齢化の中で、多くの行動災害や健康障害への未然防止対応を柱として、来場者からの想定外質問等、柔軟に対応をすることを意識して臨みました。

4. 今後に向けた教訓

当日は多数の方に来場頂き、パネルディスカッションは開始致しました。予定通り進んだものの途中からメンバー間の想定外の意見交換もあり熱気が高まりましたが、生だからこそ感じる緊迫感や緊張感と、時間内でパネラー間での結論をお伝えするタイムマネジメントの難しさを痛感いたしました。

メンバーに支えられてモデレーターとしての役目を果たし、パネルディスカッションは無事終了いたしました。個人的には多くの反省材料があり、メンバーにご迷惑をおかけした部分と、それ以上に今後の教訓として得られた部分の方が大きく、何より代えがたい成果はメンバーと右往左往しながら意見交換して過ごした貴重な時間でありました。



当日の会場風景

化学物質管理者講習でのよくある質問

令和4年5月31日の政省令改正により、リスクアセスメント対象物を製造、取扱い又は譲渡提供する事業場では、化学物質管理者の選任が義務化されました。施行日の令和6年4月1日までに化学物質管理に関わる業務を適切に実施できる能力を有する者から選任する必要があるため、化学物質管理者講習が行われています。ここでは、取扱い事業者を対象とした化学物質管理者講習で多くの質問がありましたが、その中でよくみられる質問を紹介します。

1. 質問：事業場内で化学品（リスクアセスメント対象物）を混合・調合する場合は、製造事業場に該当しますか。

回答：混合・調合して組成変更を行った化学品を譲渡提供する場合は、製造事業場に該当しますが、混合・調合した化学品をそのまま事業場で消費する場合は、製造事業場に該当しません。
2. 質問：元方事業者が塗装や溶接作業を下請事業者に任せた場合、化学物質管理者はどちらから選任しなければいけませんか。

回答：化学物質を取り扱うのは、下請事業者であるので、下請事業者から化学物質管理者を選任してください。元方事業者は、下請事業者の化学物質管理者が適切に職務を遂行しているか確認し、局所排気装置等の稼働又は使用許可、保護具使用の周知等の措置を行う必要があります。また、必要に応じて協力・支援することが望まれます。
3. 質問：混合物の中に、リスクアセスメント対象物が多数ありますが、すべてリスクアセスメントをしなければいけませんか。

回答：原則、個々の化学物質についてリスクアセスメントが必要ですが、すべての混合物でリスクアセスメント対象物の総数が例えば、百種類を超える相当数になった場合は、1つの混合物の中で最もレベルの高い危険有害性を有する物質についてリスクアセスメントを実施し、その他のリスクの低い物質よりレベルの高いリスク低減措置を実施すれば、その他の物質のリスクアセスメントは省略できます。
4. 質問：化学物質管理者と保護具着用管理責任者と作業主任者の兼務はできますか。

回答：適切に職務が行える範囲であれば、化学物質管理者は、保護具着用管理者や作業主任者と兼務することができますし、保護具着用管理責任者は、化学物質管理者や作業主任者と兼務することはできません。ただし、特化則や有機則等の特別規則における第三管理区分作業場において、作業環境の改善が困難と判断された場合等の措置として保護具着用管理責任者を選任する場合は、保護具着用管理責任者は作業主任者と兼務することはできません。
5. 質問：①ばく露低減措置 ②労働者のばく露の状況 ③労働者の作業記録 ④労働者の意見聴取について記録を作成しなければならないとありますが、どのような項目を記録したらよいですか。

回答：①ばく露低減した措置の内容(局所排気の方式、保護具着用など)
②ばく露量に影響する項目(取扱量、作業時間、作業頻度、換気方法、保護具着用など)
③がん原生物質に限るもので、特化則の特別管理物質の作業記録を参考にしてください。
④労働者の意見聴取は、労働者の代表者に実施すればよく衛生委員会で聞き、そのときの議事録を保存すればよく、化学物質1つずつに対して意見聴取を行う必要はありません
6. 質問：皮膚等障害化学物質への直接接触を防止するための保護具選択にあたって参考となる基準はありますか。

回答：平成29年1月12日付の通達「基発0112第6号：化学防護手袋の選択、使用等について」が発出されており、化学防護手袋の選択基準があります。また、「保護具着用管理責任者教育テキスト」(日本保安用品協会)における保護具の選択、使用、保守管理の解説や厚生労働省の「皮膚障害等防止用保護具の選定マニュアル」が参考になります。
7. 質問：リスクアセスメント対象物の営業所で、倉庫会社への保管・出庫の指示、運送会社への配送指示、販売管理を行う場合、化学物質管理者の選任は必要ですか。

回答：リスクアセスメント対象物の取り扱いがなくとも、譲渡・提供を行う場合は、化学物質管理責任者の選任が必要です。化学物質管理者は、リスクアセスメントの管理は不要ですが、ラベル表示及びSDS交付、労働者への教育に関する管理は必要です。

東京支部活動記録 (令和5年5月から令和6年4月まで)

番号	月日	項目	場所
1	5月10日	会報誌No.29号 発行	リモート開催
2	5月25日	幹事会	リモート開催
3	5月26日	東京支部労働安全衛生研修会 (第1回)	リモート開催
4	6月22日	令和5年度 東京支部通常総会	学士会館
5	6月16日	業務部会新入会員オリエンテーション	東京支部会議室
6	7月13日	東京支部労働安全衛生研修会 (第2回)	リモート開催
7	7月13日	業務部会新入会員オリエンテーション	東京支部会議室
8	7月20日	第31回幹事会	リモート開催
9	7月26日	労働安全衛生展特別講演 (日本能率協会共同)	東京ビックサイト
10	7月27日	労働安全衛生展特別講演 (日本能率協会共同)	東京ビックサイト
11	7月28日	労働安全衛生展特別講演 (日本能率協会共同)	東京ビックサイト
12	8月 1日	業務部会新入会員オリエンテーション	東京支部会議室
13	8月22日	業務部会新入会員オリエンテーション	東京支部会議室
14	8月24日	業務部会新入会員オリエンテーション	東京支部会議室
15	9月 7日	業務部会新入会員オリエンテーション	東京支部会議室
16	9月21日	業務部会新入会員オリエンテーション	東京支部会議室
17	9月27日	東京支部労働安全衛生研修会 (第3回)	リモート開催
18	9月28日	第32回幹事会	リモート開催
19	11月 6日	業務部会新入会員オリエンテーション	東京支部会議室
20	11月30日	第33回幹事会	リモート開催
21	12月15日	東京支部労働安全衛生研修会 (第4回)	リモート開催
22	12月15日	東京支部定期監査	東京支部
23	1月25日	第34回幹事会	リモート開催
24	3月15日	東京支部労働安全衛生研修会 (第5回)	リモート開催
25	3月28日	第35回幹事会	リモート開催
26	4月 1日	東京支部規約改定	—

研修会の演題は研修委員会報告に記載されるため、本表では省略した。

編集後記

30号表紙も美しい富士山の写真です。澄み切った水面に雄大な富士山の姿が映し出された鏡富士。働く方々の安全と健康の確保について高みを目指し、労働災害防止に取り組まれる様々な企業様を下支えする、私ども労働安全衛生コンサルタントを象徴しているように思えます。

ここ数年、安衛法ではいくつかの大きな法改正が行われています。これらに適宜対応することについて、多くの企業様でお困りになられていると推察されます。東京支部所属の労働安全衛生コンサルタント間での連携・情報交換を進め、お客様のお困りごと、ご期待により一層、お応えすることができれば素晴らしいことだと思います。広報という役割から、当支部活動に少しでも貢献できるよう、取り組んでいきたいと思っておりますので、どうぞよろしくご願い申し上げます。

広報委員会 (室町、川田、中井、中丸、横内)

リアルだからこそその五感に訴える
「体感型展示会」に参加しませんか？

見て

触れて

飲んで

～働く“ヒト”に焦点を当てた唯一の展示会～

暑さをひんやりクールダウン！

第10回

猛暑対策展

～働く人が安全・健康・快適であるために～

第11回

労働安全衛生展

＝騒音・振動に関する唯一の専門展示会＝

第3回

騒音・振動対策展

感じる

聴いて

会期 2024年7月24日(水) ▶ 26日(金)
10:00～17:00

会場 東京ビッグサイト
東展示棟

主催 JMA 一般社団法人日本能率協会

2024年5月より

来場事前登録

受付開始!

予想外の出会いも
本展示会の魅力の一つです。

最新情報は
こちら

猛暑対策展 ▶ Q

労働安全衛生展 ▶ Q

騒音・振動対策展 ▶ Q

3展合同サイト

<https://www.jma-stt.com/>



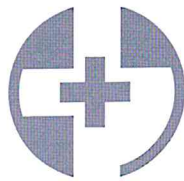
問い合わせ先

一般社団法人日本能率協会

受付時間: 10:00～17:00(土日祝は除く) TEL: 03-3434-1988 E-mail: hs-osh@jma.or.jp

安全衛生法令関連業務を強力にサポート!

膨大な安全衛生法令と解説等を集約したWEBツール



安全衛生セレクション

- ①安全衛生関係法令をWEBで一括管理!
情報収集と理解のための労力を削減し、改正のチェック漏れを防ぎます!
- ②膨大な法令をカバーするだけでなく、現場で役立つチェックリストなど充実のコンテンツで、実務をバックアップ!
- ③届出、報告、選任などの法的要求事項を抽出した『法令別要求事項』を掲載! 労働安全衛生マネジメントにおける法令管理にも最適です!



※動作環境についてはホームページをご覧ください。

CONTENTS (一部)

改正情報	収録法令の法改正概要を提供
法令情報	法・令・則および告示と解釈例規がリンク
通達集	昭和20年代からの安衛法関連の通達約1,800本を収録
法令別要求事項	安衛法と特別規則16本で規定される遵守条項の一覧
現場で役立つチェックリスト	労働者、作業と機械の安全衛生に係る規制事項をチェックリスト化(約250本) 根拠法令にリンク、チェックリストのポイントを解説
解説情報	安衛法の条文解説、Q&Aを収録
法令相談室	安全衛生関係法令のご相談を受付・回答/よくある質問と回答を相談事例として提供
メールマガジン	安全衛生法令に関する改正情報やニュースをメールマガジンで配信(月1回)

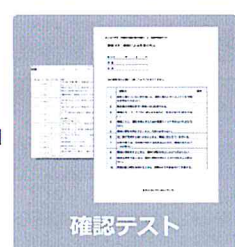


誰でも手軽に社内講師に! 研修準備をサポート!

みんなで学ぶ労働安全衛生 研修ツール



法改正に対応して
内容を更新!!



ダウンロード後、自社用にカスタマイズ可能!

自分の身を守るための最低限の知識を身につける!

【仕様】ダウンロードサイト(年1回更新) ※動作環境についてはホームページをご覧ください。



商品の詳細、お申込みは **第一法規** 検索



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<https://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640